



株式会社 e-person

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-310084

所在地：東京都中央区京橋三丁目6番17号

返戻金制度について

<返戻金制度に関する事項>

当社の紹介により就職した者が入社6ヶ月以内に本人の都合又は責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ①入社後1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合80%
- ②入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合.....50%
- ③入社後3ヶ月超6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合.....10%
- ④入社後6ヶ月超に雇用契約を終了した場合.....返金なし

但し、採用者の死亡・病気など不測の事態による場合、ならびに甲の採用者に対する処遇や法令違反、その他の労働条件が採用決定時の契約内容と著しく異なることに起因する場合は、紹介手数料は返還しません。